

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) (7・23揭示)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " ) ( " )	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出 (福祉指導課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	1
高知県教育委員会告示	
◎高知県保護有形文化財及び高知県保護有形文化財を管理する団体の指定 (教育委員会事務局文化財課)	1

## 告 示

### 高知県告示第485号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成23年7月23日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

芸西加入区

### 高知県告示第486号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成19年7月高知県告示第465号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成23年7月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年7月23日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

芸西加入区

### 高知県告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	高橋内科	須崎市多ノ郷甲5748-1	平成23年7月1日
変更後	須崎医療クリニック		

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市大津乙部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	谷 泰儀	高知市大津乙 551
"	谷 澄雄	" " 乙 575
"	松岡 敏治	" " 乙 50
"	細木 俊輔	" " 乙 285-イ
"	西川 忠孝	" " 乙2300
"	古田 辰雄	" " 乙2261-1
"	徳弘 治市	" " 乙2077
"	野中 豊	" " 乙 576
"	松岡 温美	" " 乙 35
監事	山崎 豊一	" " 乙2199-2
"	川村 隆一	" " 乙 55
"	竹村 忠吉	" " 乙 548-2
(就任)		
理事	谷 泰儀	高知市大津乙 551
"	細木 俊輔	" " 乙 285-イ
"	松岡 温美	" " 乙 35
"	谷 澄雄	" " 乙 575
"	西川 忠孝	" " 乙2300

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

"	古田 辰雄	" " 乙2261-1
"	徳弘 治市	" " 乙2077
"	野中 豊	" " 乙 576
"	川村 隆一	" " 乙 55
監事	山崎 豊一	" " 乙2199-2
"	竹村 忠吉	" " 乙 548-2
"	耕崎 典勇	" " 乙 60

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市田野川甲土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	柿内 充弘	四万十市田野川甲1834
"	柿内 尚之	" " 甲1844
"	山崎 市丞	" " 甲 553
"	久保田英茂	" " 甲2325
"	松原 健二	" " 甲 680-1
"	山本 官	" " 甲2133
"	山本 幸生	" " 甲2165
"	山崎 一成	" " 甲 500
監事	山崎 榮美	" " 甲 536
"	山崎 殖	" " 甲2121
(就任)		
理事	柿内 充弘	四万十市田野川甲1834
"	柿内 尚之	" " 甲1844
"	山崎 市丞	" " 甲 553
"	久保田英茂	" " 甲2325
"	松原 健二	" " 甲 680-1
"	山本 官	" " 甲2133
"	山本 幸生	" " 甲2165
"	尾花 三井	" " 甲 624
監事	山崎 榮美	" " 甲 536
"	山崎 殖	" " 甲2121

## 教育委員会告示

### 高知県教育委員会告示第4号

高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第4条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づき、次の表のとおり高知県保護有形文化財及び当該高知県保護有形文化財を管理する管理団体に指定する。

平成23年7月26日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

名称	員数	内容	所有者	管理する 管理団体
木造地藏 菩薩立像	1 軀	像高169.3センチメ ートル	宗教法人 宝幢院	香南市